

◎ 災害共済給付金請求事務に係る事故について

1 事故の概要

平成29年9月、市立学校において、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求権が時効により消滅し、保護者が給付金を受給できなくなるという事故が判明しました。

平成26年5月、市立学校の生徒が、バスケットボール部の練習試合において、他の生徒とボールの取り合いとなり転倒し、右膝前十字靭帯損傷、右膝外側半月板損傷の怪我を負いました。学校は保護者に学校管理下での負傷・疾病に係る医療費を給付する日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求手続きをご案内しました。

平成26年5月分の一部及び平成26年7月分の給付金の請求手続きについて、学校は、必要な書類がすべて整っていなかったため請求手続きができず、保護者から提出された書類を保管しましたが、請求の対象外となった書類を保管するファイルに入れてしまったため、請求手続きが終わっていないことに気付かず、消滅時効である2年を経過してしまいました。

・消滅時効にかかった給付金	184,911円
(内訳) 平成26年5月分 治療用装具に係る給付金	4,862円
平成26年7月分 医療費に係る給付金	180,049円

平成29年10月、学校及び教育委員会は保護者に謝罪するとともに、経過説明を行いました。

2 今後の対応

公務員の不作为によって相手方に損害を与えたものであるため、給付金相当額を損害賠償金としてお支払いします。

3 市議会への報告

本件については、平成29年12月定例議会に報告いたします。

裏面あり

<参考>

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）<抜粋>
（業務の範囲）

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

（時効）

第三十二条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わな
いときは、時効によって消滅する。

国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）<抜粋>

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。